

国管理の各水系・ダムの窓口一覧

国管理区間の河川協力団体制度に関する詳細や質問などがありましたら、各水系・ダムを管理している下記窓口へお問い合わせください。

● 水系・ダム名	● 事務所・管理所名	● 所在地	● 担当窓口・連絡先
遠賀川水系	遠賀川河川事務所	〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1	調査課 0949-22-1830 (代表)
矢部川水系 筑後川水系 嘉瀬川水系	筑後川河川事務所	〒830-8567 福岡県久留米市高野一丁目2-1	管理第一課 0942-33-9131 (代表)
六角川水系 松浦川水系	武雄河川事務所	〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町昭和745	調査課 0954-23-5151 (代表)
本明川水系	長崎河川国道事務所	〒851-0121 長崎県長崎市宿町316-1	河川管理課 095-839-9211 (代表)
球磨川水系	八代河川国道事務所	〒866-0831 熊本県八代市萩原町一丁目708-2	河川環境課 0965-32-4135 (代表)
緑川水系 白川水系	熊本河川国道事務所	〒861-8029 熊本県熊本市東区西原一丁目12-1	地域連携課 096-382-1111 (代表)
菊池川水系	菊池川河川事務所	〒861-0501 熊本県山鹿市山鹿178	管理課 0968-44-2171 (代表)
山国川水系	山国川河川事務所	〒871-0026 大分県中津市高瀬1851-2	調査課 0979-24-0571 (代表)
大分川水系 大野川水系	大分河川国道事務所	〒870-0820 大分県大分市西大道一丁目1-71	調査第一課 097-544-4167 (代表)
番匠川水系	佐伯河川国道事務所	〒876-0813 大分県佐伯市長島町四丁目14-14	河川管理課 0972-22-1880 (代表)
五ヶ瀬川水系	延岡河川国道事務所	〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町一丁目2889	河川管理課 0982-31-1155 (代表)
小丸川水系 大淀川水系	宮崎河川国道事務所	〒880-8523 宮崎県宮崎市大工二丁目39	河川管理課 0985-24-8221 (代表)
肝属川水系	大隅河川国道事務所	〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	調査第一課 0994-65-2541 (代表)
川内川水系	川内川河川事務所	〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20-2	管理課 0996-22-3271 (代表)
松原ダム 下釜ダム 嘉瀬川ダム	筑後川河川事務所	〒830-8567 福岡県久留米市高野一丁目2-1	管理第一課 0942-33-9131 (代表)
厳木ダム	武雄河川事務所	〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町昭和745	調査課 0954-23-5151 (代表)
本明川ダム	長崎河川国道事務所	〒851-0121 長崎県長崎市宿町316-1	河川管理課 095-839-9211 (代表)
緑川ダム 立野ダム	熊本河川国道事務所	〒861-8029 熊本県熊本市東区西原一丁目12-1	地域連携課 096-382-1111 (代表)
竜門ダム	菊池川河川事務所	〒861-0501 熊本県山鹿市山鹿178	管理課 0968-44-2171 (代表)
大分川ダム	大分河川国道事務所	〒870-0820 大分県大分市西大道一丁目1-71	調査第一課 097-544-4167 (代表)
鶴田ダム	川内川河川事務所	〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20-2	管理課 0996-22-3271 (代表)
耶馬溪ダム	山国川河川事務所	〒871-0026 大分県中津市高瀬1851-2	調査課 0979-24-0571 (代表)

県管理区間については、各県へお問い合わせください。



河川協力団体制度

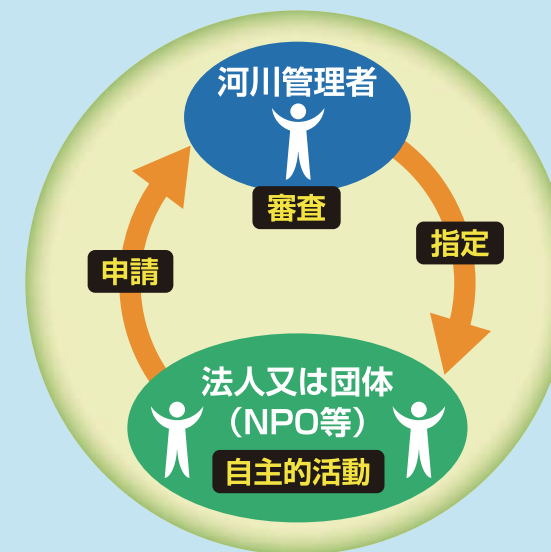
平成25年6月公布の「水防法及び河川法の一部を改正する法律」により、「河川協力団体制度」が創設されました。

パートナーシップの拡充にむけた新しい取組み
～河川管理のパートナーを募集しています～

河川協力団体制度とは？

◆河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。

◆河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



河川協力団体制度の目的

◆今回創設する制度は、河川協力団体を河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけ、自発的な活動を促進させ、河川管理のパートナーとして活動していただくことにより、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実に努めるものです。

河川協力団体の主な活動

◆河川協力団体は、下記のような活動を行います。

1 河川の維持及び河川環境整備等



河川敷清掃



ビオトープの整備

2 河川水辺の情報又は資料の収集及び提供等



船による河岸の情報収集等



シンポジウムの開催

3 河川管理・環境等に関する調査研究等



外来種調査



鳥類調査

4 河川防災情報・安全利用等に関する知識の普及及び啓発活動等



マイ防災マップづくり



安全利用講習

5 上記に附随する活動

河川協力団体制度 Q&A

Q. 河川協力団体になるためには？

A. 「河川協力団体指定申請書」に関係書類を添えて提出してください。

各河川の管理者より、公募を行いますので、申請資格の要件が満足することを確認し、「河川協力団体指定申請書」に関係書類を添えて提出してください。また、公募期間については、各水系を管理している事務所などのホームページ、記者発表等により周知しますので、募集の有無については、各窓口へお問い合わせください。

なお、河川協力団体の指定にあたっては、審査基準が満たされている必要があります。

《届け出から認可までの流れ》

「公募 ⇒ 申請 ⇒ 確認・審査 ⇒ 指定」

※審査にあたっては、申請を行った法人等の出席のもと、ヒアリングを実施します。

Q. 申請に必要な資格は？

A. 規定の要件に該当する必要があります。

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の8（※1）に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する必要があります。

《要件》

1. 代表者が定まっていること。
2. 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
3. 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
4. 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
5. 申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあつては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
6. 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
7. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
8. 直近1年間の税を滞納していないこと。
9. 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
10. 河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

（※1）河川法施行規則第33条の8（河川協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）
河川法第58条第1項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

Q. 指定されるために必要な活動実績は？

A. 規定の要件を満足する必要があります。

公募により示された各水系での活動実績があることが必要になります。また、具体的には次に掲げる要件を満足する必要があります。

《要件》

1. 継続性 : おおむね5年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。
2. 公共性 : 1. 継続性で示す非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動、その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。
3. 活動姿勢 : おおむね5年間にわたり、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となる行為、又はその恐れがある行為を行っていないこと。

Q. 指定の取消しはありますか？

A. 不誠実な行為が確認されれば指定を取消されます。

次に掲げる行為が確認された場合、指定を取消すことがあります。

《不誠実な行為の例》

1. 河川法第58条の10第2項（※2）に規定する命令に違反したとき。
2. 詐欺その他不正な手段により河川協力団体の指定を受けたとき。

（※2）河川法第58条の10第2項（監督等）

河川管理者は、河川協力団体が河川法第58条の9～5号（※3）に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、河川協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（※3）河川法第58条の9（河川協力団体の業務）

河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 河川管理者に協力して、河川工事又は河川の維持を行うこと。
- 二 河川の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 河川の管理に関する調査研究を行うこと。
- 四 河川の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

Q. 河川協力団体に指定されると？

A. 以下のメリットがあります。

1. 河川管理者から河川協力団体の業務の実施に関し必要な情報の提供や指導、助言を受けることが可能となります。（河川法第58条の11）
2. 河川管理者が認めるときは、河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可などが簡素化されます。（河川法第58条の12）